

地方自治法施行令等の一部を改正する政令の概要

1 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）等の改正に伴い、及び第30次地方制度調査会においてとりまとめられた地方自治法改正案に関する意見を踏まえ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等について所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 署名収集委任届出書の廃止

条例制定・改廃請求、事務監査請求、議会の解散請求、議員・長等の解職請求及び合併協議会設置の請求の請求代表者が、署名の収集を選挙権を有する者に委任する場合に、委任を行った請求代表者が請求先の地方公共団体の長等へ提出しなければならないこととされている署名収集委任届出書を、請求代表者の事務負担軽減等の観点から廃止する。

(2) 指定都市における署名収集期間等の延長

指定都市の人口規模や事務処理の態様を踏まえ、指定都市における署名収集期間、署名簿提出期間、本請求期間、本請求補正期間を延長し、都道府県と同様の期間とする。

(3) 住民投票における投票方法の見直し

議員・長等の解職における住民投票の投票方法について、解職に賛成の人は「賛成」を、反対の人は「反対」を自署する方法とするとともに、解散・解職の住民投票及び一の普通地方公共団体のみ適用される特別法の住民投票における投票方法を、選挙管理委員会が定めるところにより記号式で行うことができることとする。

(4) 特例一部事務組合の制度の創設に伴う規定の整備

特例一部事務組合（その議会を構成団体の議会をもって組織する一部事務組合）の制度の創設に伴い必要となる読替規定を整備する。

3 施行日

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成25年3月1日）